

養育費に関する公正証書等作成 補助金のご案内

～養育費取り決めの費用を補助します～

■目的・内容

ひとり親家庭の母及び父（現に子を扶養している方）が養育費を安定的に確保できるように、糸満市では養育費の取り決めに関する公正証書等作成を補助いたします。

■対象者

糸満市にお住いで補助金申請時においてひとり親であり、次の要件にすべて当てはまる方。

- ・ 児童扶養手当を受けている方、又は同様の所得水準である方
- ・ 養育費の取り決めに関する公正証書等作成の費用を負担した方
- ・ 養育費の取り決めに係る公正証書等に当事者として名前が載っている方
- ・ 過去に同一の児童を対象として同様の補助を受けたことがない方

※作成した日から1年以内に申請してください。



■対象経費

- ・ 公正証書手数料令に定められた公正証人手数料（養育費に関する部分のみ）
- ・ 家庭裁判所の調停申し立て及び裁判に要する収入印紙代（養育費に関する部分のみ）
- ・ 連絡用の郵便切手代、戸籍謄本等の取得に要する手数料

■補助額

上限3万円

■必要書類

- ①ひとり親の方及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- ②世帯全員の住民票の写し
- ③児童扶養手当証書の写し
- ④補助経費の領収書
- ⑤養育費の取り決めを交わした文書（債務名義である文書）の写し
- ⑥通帳又はキャッシュカードなどの振り込み口座が確認できるもの
- ⑦その他市長が必要と認めるもの

※必要に応じてお願いすることがあります。



お問合せ・申請先

糸満市役所 こども未来課（2階 22番窓口）

TEL：（098）－840－8191